琉球大学学術リポジトリ

島嶼地域の産業振興方策と環境問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大城肇 公開日: 2009-07-31 キーワード (Ja): アイランド・ミニマム, 島嶼産業のネットワーク化, 産業廃棄物, 自立化指標, 環境共生的発展モデル, 交流人口の増加, 観光振興, 循環型社会システム, 物的生産部門の脆弱, 他律型構造, 依存財政, 特産品開発, 島嶼経済の自立 キーワード (En): Island minimum, Industrial waste, self-reliant 作成者: 大城, 肇, Oshiro, Hajime メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/11629

島嶼地域の産業振興方策と環境問題

（１０６３００４８）

平成10年度～平成11年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）

平成12年3月

研究代表者：大　城　　肇
（琉球大学法文学部教授）

島嶼地域の産業振興方策と環境問題

大城　肇

目　　次

1　はじめに 2
2　島嶼地域の特性と制約条件 4
3　島嶼産業の振興課題と基本的視点 9
4　島嶼産業振興の展開方向 11
5　沖縄島嶼地域の人口と所得の動向 14
6　沖縄島嶼地域の人口予測と高齢化 23
7　島嶼県・沖縄の振興課題と地域特性 27
8　島嶼県・沖縄の産業振興の方向 29
9　環境基本計画と廃棄物・リサイクル対策 32
10　島嶼県・沖縄の産業廃棄物の実態 35
11　島嶼県・沖縄の産業スカイライン分析 40
12　産業廃棄物の産業連関分析 46
参考文献 ~~59~~ 55

研究組織

研究代表者：大城　肇（琉球大学法文学部教授）

研究経費

平成10年度	1,000千円
平成11年度	500千円
計	1,500千円

研究発表

(1)学会誌等（大城　肇、島嶼地域の産業構造と産業廃棄物、琉大経済研究、第59号、平成12年3月15日）

(2)口頭発表（大城　肇、ネットワーク化と島嶼地域の産業振興、日本島嶼学会、平成11年8月21日）

1　はじめに

一般的に、島嶼は「環海性」、「隔絶性」及び「狭小性」によって特徴づけられるが、島嶼のもっているこれらの共通の制約条件を経済学的に解釈することができる。メインランド（主島ないし母島）から隔絶されかつ小規模な面積をもつ島嶼は、経済的に「小規模の悪循環」に陥っている。すなわち、地理的・自然的不利性をもつ島嶼では、概して人口規模と経済規模は小さく、資本蓄積が後れている。そのため、島嶼の経済的ポテンシャリティは低く、メインランドとの経済的・社会的格差は拡がり、人口の減少によってさまざまな社会経済的問題が引き起こされている。なかでも過疎問題は、島嶼の人口流出を促し、経済規模を縮小させ、経済的ポテンシャリティを低めて、さらなる人口流出を惹き起こしている。これが、島嶼における小規模の悪循環である。

島嶼地域の振興課題は、この小規模の悪循環をどう断ち切るかということである。そのために島嶼において喫緊の課題の一つとして、島嶼のもつ不利性の除去と経済効率の向上を図って、起業化を促進するための組織をどう構築するかということがある。

本論の目的の一つは、島嶼地域を経済的に振興させるための基本的な考え方と具体的かつ有効な方策を提示することにあり、情報社会における島嶼の現状と課題に即した産業振興のためのシステムのあり方を探りたい。

各島嶼は規模や立地条件が異なり、それぞれのもつポテンシャリティもまた違っている。それだけに、島嶼産業の振興課題や振興方策は各島嶼の特性に即して検討されなければならない。

島嶼地域は多様性を有しているとともに、同時に共通性ももっている。島嶼は、①環海性、②人口・経済規模の狭小性、③経済的ポテンシャリティの低位性、等々を共通の制約条件としてもっている。このような島嶼の制約条件から、経済的・社会的格差とその相互作用としての過疎化が帰結されている。

経済的・社会的格差は、裏を返せば島嶼のもつ産業のポテンシャリティの低位性とインフラ整備の立ち後れの現れである。なぜ島嶼のもつ産業ポテンシャリティが低いかということは、自明の理とされている島嶼の狭小性と隔絶性という立地条件だけでは説明しうるものではないが、島嶼のもつ自然立地条件が経済的力量を発揮する上で、大きな制約となっているのは否めない。

そこで、その不利性を除去し、経済効率を高め、島嶼の産業化をいかに組織化して推進するかということが、島嶼の定住条件を整備する上での十分条件の一つとなっている。本稿では、島嶼の現状と課題に即した産業振興の一方策を探ることをねらいとしている。

島嶼地域において新たに産業を振興させようとする場合、それがもつ種々の不利性を除去し、新たな軌道に乗せるまでの基盤整備や下支え政策が必要とされ、多くの島嶼の現状はその基礎（前提）条件づくりがなされつつある段階である。その大部分は国、県、市町村による補助（助成）事業という形で行われてきており、圃場整備事業や土地改良事業で

あったり、漁港や保蔵施設等々を整備することで結実している。それらは文字通りハード面の整備であり、それを基盤にして農業なり水産業なり地場産業なりの振興発展が期待されているのである。

島嶼地域は地理的・自然的不利性や歴史的な資本蓄積の後れ等固有の条件を有していることから、産業の成立や発展の条件として多くの課題を抱えている。いわば産業振興以前の問題が山積しているのであり、後進地域・過疎地域としての島嶼地域を離陸させるための基本的な考え方と具体的かつ有効な方策が必要とされているのが現状である。

もとより、島嶼地域の抱える問題は各島嶼ごとに異なっているので、島嶼地域振興の一般解はないといえようが、島嶼地域振興にとって大切なことは、一つの方策で一つの課題の解決をねらうということではなく、一つの課題に複数の方策で対応し、一つの方策は複数の課題の解決に寄与するといった立体的・総合的システムを確立することであろう。本稿で追求するのは、そのようなシステムの中味である。

ところで、20世紀後半から21世紀にかけてのわが国の社会経済のトレンドが、情報化と国際化と高齢化であることに異論を挟む人はいない。パソコンの普及に伴って、インターネットが国民生活の中に共有され、デジタル革命が進行中である。同時に、ヒト、モノ、カネが国境を越えて自由に行き交うようになり、経済のみならずあらゆる分野でボーダーレス化が進展している。情報化とボーダレス化は、相乗作用によって今後ますます進展するであろう。それによって、私たちの生活が大きく様変わりしようとしている。

もう一つのトレンドとして、少子高齢化と呼ばれる現象がわが国において顕著になりつつある。いわゆる人口構造の大きな変化である。年少人口の減少と老齢者数の増加、老齢化率の上昇等によって象徴される構造変化であり、21世紀のわが国の労働市場、産業活動、財政構造、社会保障制度、教育、医療保健、地域活動等々に大きなインパクトを与える構造要因の一つである。

翻って島嶼県・沖縄をみると、これら3つのトレンドは全国よりややテンポが遅れている。このことは、他の地域をリードできない面があるのと同時に、先進地域の轍を踏まないという後発のメリットがある。沖縄の情報化と国際化は、県の21世紀経済プランに描かれているマルチメディア・アイランド構想や特別自由貿易地域の設置等によって展開が期待されている。

高齢化については、沖縄県全体(平均)としては全国より遅く進展しており、深刻度はそれほど高くない。しかし、県内の島嶼地域においては急速でかなりの程度の高齢化が進んでおり、高齢化対策が喫緊の政策課題となっている。本論のいま一つの目的は、島嶼地域の将来人口を予測して人口構造を分析することである。

さて、現代の産業社会では、人間は周りの環境から入手した資源・エネルギーを inputs として投入し、人間の経済活動に有用な outputs を産出する一連のプロセスにおいて、多様な有害・無害の廃棄物を排出し、自然環境や人間生活に負荷を与え続けてきた。そして、その影響はローカル・レベルからグローバル・レベルまで広範かつ重層的に及んでいる。

いまやこれら環境問題への取り組みは、一国・一地域から国際的協調が必要な段階にきている。

このような環境問題の広がりに対して、わが国の環境法規が公害対策基本法（昭和42年法律第132号）及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）から環境基本法（平成5年法律第91号）に取って代わったのは、ブラジル・リオでの環境と開発に関する国連会議（UNCED・地球サミット、1992年）後の1993（平成5）年になってからである。環境基本法は、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」として、定められた法律である。

環境基本法は、環境保全についての基本理念及び施策の基本事項を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしている。環境基本法の環境保全に関する基本理念は、次の三本柱から構成されている。

①現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されること。（環境基本法第3条）

②健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築すること。（同法第4条）

③わが国の能力を生かし、国際社会におけるわが国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に地球環境保全を推進すること。（同法第5条）

すなわち、環境基本法の目指す究極の社会像は、環境低負荷型社会であり、持続可能な社会である。あるいは、循環型社会といってもよい。社会システムなり産業社会構造なりを変えていくことによって、環境の保全を図り、持続可能な社会の実現を図っていこうとするところに、環境基本法の理念がある。同法の第15条に基づいて環境基本計画が策定されているが、後述するように、環境保全のための施策展開に当たっての数値目標は設定されていない。

具体的な数値目標の設定や円滑なリサイクルの推進、産業廃棄物処理場の整備、さらには産業廃棄物そのものの発生抑制等々、実効性のある環境政策を進めていく上で、環境問題の数量的把握は必要不可欠なものとなろう。

本小稿では、以上の問題意識の下で、人間の活動によって環境に加えられる影響、すなわち環境への負荷のうち、沖縄県という島嶼地域の産業廃棄物に限って、産業構造との関わりを産業連関分析の手法を用いて分析する。ここでの一連の分析は、島嶼という閉じた空間における環境共生的発展モデルの構築のための予備的考察でもある。

2　島嶼地域の特性と制約条件

(1) 島嶼の概況

島嶼（*small island*）とは面積が0.01*k* ㎡以上の島をいい、島嶼の中で平成2（1990）年

国勢調査により人口が確認されている島が有人島であり、有人島以外の島嶼が無人島である。

また、島嶼中、沖縄（本）島以外の島を離島という。なお、沖縄本島と埋立、海中道路又は架橋により連結された島嶼（9島。うち有人島7島）については沖縄本島に含める。しかし、離島間において海中道路及び架橋により連結されている島嶼については個別の離島として扱う。離島についても島嶼の場合と同様に、平成２年国勢調査により人口が確認されている島を有人離島といい、有人離島以外の離島を無人離島と呼ぶ。

平成6（1994）年4月1日現在の日本全国の構成島数は6,852島であり、そのうち法律指定有人離島は329島を数える。沖縄県の有人離島は沖縄振興開発特別措置法第2条において定められており、平成6年4月1日現在、40島である。ちなみに、昭和47（1972年）7月31日現在で沖縄開発庁長官によって指定された有人離島は54島であった。復帰前は沖縄の離島振興法（1962年立法第75号）第2条において定　められていた。同法に規定する離島は、沖縄本島、宮古島および石垣島を　除く島であった。同法の主旨は、主として琉球政府の離島市町村に対する　補助率の嵩上げをねらうことにあった。

本論においては、有人離島を島嶼と呼ぶことにする。離島という用語は、主島や母島に対置される概念を含んでおり、これら主島ないし母島から隔絶されていながら依存・従属している客体であることを十分にイメージさせる。
これに対して、島嶼というタームにこだわるのは、主島や母島に依存・従属しているという実態は見据えながらも、島の内発性（主体性と自活性）に重点を置きたいからである。

これまで夥しい数の離島振興策が展開されてきたが、離島が未だに離島苦から救われないのは、政策の視点が当該の島の内からではなく、外部の主島や母島の視点あるいは陸からの発想に基づいて展開される嫌いがあったためと思われる。過去の離島振興策の政策効果は十分に評価するのに吝かではないが、島嶼の内発的な発展という視点あるいは海からの発想に基づいて産業振興の方策を探っていこうとするのが本稿の主旋律である。

島嶼または離島は、①四面を海で囲まれているという環海性、②それが依存・従属する本島や母島から離れているという隔絶性、および③絶対的にその規模が小さいという狭小性をその基本的な自然・立地条件として有している。これらの条件は島嶼にとってマイナスの制約要因ともプラスの特性ともなり得る。島嶼の産業振興に当たっては、この両面性の内、不利性は除去し特性を活かすような仕掛け作りが重要となってくる。

島嶼という空間は、上記の三条件を基本的に有しているが、これらは島嶼を人間生活の場と考えた場合、それぞれ相補的に作用し合って、産業発展の大きな制約条件ないし基底条件となっている。一つの側面は、環海性と隔絶性という地理的・自然的条件によって、地域的連結が物理的に不可能に近いことである。それらに加えて面積が狭小であることは、環境条件の整備を一層困難にする。つまり、ある施設の整備効果を関連するいくつかの地域が享受し得る環境条件にないということである。そのために、島嶼という限られた空間に島嶼社会のニーズを満たさねばならず、そのことが規模の狭小さと相まって充実を困難

にしている。

今一つは、社会・経済的側面に関わる点である。基本的には人口規模に帰着する問題である。一般的に言って、人口の多寡が環境条件整備や産業立地の可否を規定している。人口規模が小さいと、基本施設としての学校、医療施設、上・下水道、港湾等の基本的インフラそのものが整備されない場合が現実にはあり得る。このような基本的公共施設はもとより、一般的な商業ベースで成立する部門も存立しえず、たとえば開業医、薬局、小売業、金融業、娯楽サービス等の部門は、人口規模したがって潜在購買力が小さいほど採算ベースで存立することは困難となる。

島嶼のもつ制約条件をこのように考えると、島嶼社会の生産・生活水準の向上を図り、地域の福祉の向上に資するためには、以下の三点が基本的な課題として考えられる。

①産業および生活基礎条件の整備・拡充を図ること、

②産業振興のためにソフトウェアの充実を図ること、

③広域的観点からの施策（振興策）を展開すること

(2) 人口特性

人口の規模と構造の変化は、その社会の存立条件を変えるものであるが、なかんずく絶対数自体が小さな島嶼においては、産業活動や社会生活が停滞を余儀なくされることが往々にしてある。

	(1955年)		(1975年)		(1990年)
A 離　島	171,423人 (100.0)	→	126,096人 (73.6)	→	128,957人 (75.2)
B 沖縄県	801,065人 (100.0)	→	1,042,572人 (130.2)	→	1,222,398人 (152.6)
A/b	20.7 %		12.1 %		10.5 %

調和のとれた産業活動や社会生活を維持するためには、それなりに一定の人口規模と面積規模がなければならない。沖縄県のばあい、面積が50*K* ㎡以上の島嶼は4島あるが、その中でも人口規模が１万人以上であるのは宮古島と石垣島、久米島の3島のみである（平成年月日現在)。500人以上の人口規模を有する島は23島あるが、これらは面積が1*K* ㎡以上の島嶼である。人口が５００人以上でかつ面積が10*K* ㎡以上の島嶼は40島中14にすぎない。沖縄県の島嶼の大部分は面積が1*K* ㎡以上10*K* ㎡未満の島々であり、0.9*K* ㎡以下199人以下の島嶼も5島ある。

島嶼地域の人口特性の一つとして、規模の絶対的小ささに加えて、年齢別・性別の人口構成が偏っていることを挙げることができる。

平成２年国調	離　島	沖縄県
男	49.6%	49.0%
女	50.4	51.0
A 0～14歳	25.8%	24.5%
B 15～64歳	59.1	64.9
C 65歳以上	15.1	9.9
年少人口指数	43.7	37.8
老年人口指数	25.5	15.3
従属人口指数	69.2	53.1
老年化指数	58.3	40.4

このように、島嶼における人口問題には絶対数の僅少さだけでなく、年齢別・性別構造にも偏りがみられる。年齢別には老齢化の進行が認められ、また生産年齢（とりわけ15～44歳まで）の女性層が相対的に少ないのが一つの特徴である。このような構造変化は、人口の自然増加を極めて困難なものとし、人口規模の縮小循環を促している。

人口の規模と構造の変化は、その社会の存立そのものを脅かし、過疎問題を表出させている。島嶼地域の殆どは過疎地域でもある。ちなみに離島を抱える25市町村のうち過疎地域振興特別措置法に基づいて過疎地域として指定されているのは21市町村（沖縄県の過疎地域市町村総数は24）である。

島嶼地域における人口減少は、若年層の流出や挙家離村という形をとる。若年層の流出は生産年齢人口および年少人口の減少につながり、地域的には農地の遊休化あるいは荒蕪地化、さらには生産放棄となって農林漁業の衰退を招くばかりか、廃屋や空き屋敷は寂寥感を与え、離村志向を醸成する。生産年齢人口の減少は、コミュニティのリーダー不足を来すとともに、寂寥感と相まって労働・生産意欲の減退にもつながる。人口減少のインパクトは医療機能や雑貨店などの衰退、小・中学校の廃校・統合等々をもたらしたり、定期航路の不定期化につながる。

島嶼部～都市部への人口流出（移動）を促す要因には、所得格差をはじめ地理的・自然的条件からくる不利性や生産・生活基礎基盤整備の立ち後れなどがあるが、これらは人口規模が小さいということで、かえって改善が困難な側面がある。島嶼社会の振興を図る上での困難性は、まさにこの“スケールが小さい”ということにつきる。振興課題は“小規模の悪循環”をどう断ち切るかである。

(3)産業特性

沖縄県の島嶼地域の産業構造は、第１次産業（29.5%）が基幹となって、サービス業（21.9%）や卸・小売業（16.0%）等の第３次産業と建設業（12.5%）が補完する形をとっ

ている。

近年、離島観光の伸長もあってサービス業や卸・小売業等のウェイトが高まる傾向にある反面、農業、林業狩猟業、製造業のウェイトが低下しつつある。また、県全体との対比でも後者のウェイトは低い（非特化の状態にある）。この構造変化を産業構造の高度化と捉えるには皮相的であり、実態はモノを作れない経済への移行、換言すれば物的生産部門とサービス部門の拡大が進んでいる。

(4)流通機構

流通機構は、生産者と消費者の間の在・サービスの取引やそれに関する情報を含めた諸活動を包括して機能するメカニズムである。換言すれば、生産者と消費者を結ぶパイプ役を果たすのが流通機構であり、それだけに流通機構は生産者側と消費者側の両面からの諸条件を満たすものでなければならない。

生産者側に対しては、経営の安定化と近代化に寄与し、持続的な生産活動にインセンティヴを与えるようなものでなければならない。他方、消費者側に対しては良質かつ安定的な商品の安定供給を保証することが期待される。前者は後方流通、後者は前方流通と名付けることができる。

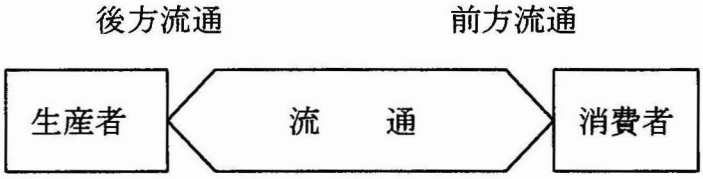

島嶼地域において産業を振興させる観点からは、後方流通の内容充実が肝要である。島嶼における主要な産業は、農漁業や観光関連サービス業であるから、流通機構にのる産物は、現在のところ農産物（野菜類、はたばこ等）や水産物（鮮魚、もずく、ウナギ、エビ等）と１次産品の加工品（黒糖、パイン缶詰、かまぼこ等）、畜産物（肉牛、豚、山羊等）、伝統工芸品（織物、陶器、木工品等）等がある。

県都・那覇市を中心とする島嶼との結びつきをみると、基本的には次の二つのパターンがある。このような結びつきは、ひとり産業・経済面のみならず政治・行政面、教育・文化面、医療・福祉面、地域社会の活動の諸側面に認められる。県外に対してもこれら垂直的結びつきの延長であり、島嶼間同士の水平的なネットワークは比較的弱いといえる。

島嶼はスケールが小さいという制約条件をもっているが、そのような状況下であえて産業振興を推進するためには、島嶼のもっている不利な条件を克服し、新たな比較優位を創り出す以外に途はない。その第一歩は島内の産物を確実かつ安定的に換金経路に乗せることである。それは、島嶼の生産活動を効率よく流通システムに組み込むことである。

島嶼の産物の流通経路は、現実には品目や地域によって様々な形態を有しているが、基

本的には図１に示されるようなパターンとなる。すなわち、

①当該島嶼地域内の消費（自給）に向けられるもの、

②県域の拠点地域までのチャンネルにのって県域内の消費に充当されるも　　の、

③圏域の拠点地域を経由して那覇市を中心とする沖縄本島中南部都市圏へ出荷されるもの、

④当該島嶼～直接にか、圏域の拠点地域を経由してか、那覇市を経由してか、いずれかのルートによって県外市場へ移出されるもの。

これら四通りの経路が基本となっているが、①～④はいずれも垂直型の流通経路である。水平型の流通は、隣接島嶼間での取引にみられるような極めて零細な取引である。

3　島嶼産業の振興課題と基本的視点

(1) 島嶼産業振興の必要性

島嶼がその存在意義に沿って存続するためには、そもそもそこにヒトが定住しなければならない。このことは国民的なミニマム水準（アイランド・ミニマム）を保証するとともに、島嶼に定住しようとする人々の自活能力を誘掖するための手だてを確立することが肝要である。前者は生活基盤と福祉・医療政策に関わる側面であり、後者は生産基盤と産業政策に関わる側面である。

島嶼地域の持続的発展の観点からは、日常生活および生産活動に関わるインフラの整備と適切な産業政策の展開が特に必要とされる。インフラの整備については、電気、上水道、港湾、漁港、道路等々の整備が進み、十分とはいえないまでも一通りの整備がなされつつある。問題なのは、各種インフラの整備の効果を産業振興に効果的に結びつけていない点である。

確かに、近年、沖縄県の島嶼地域においては「離島フェア」や沖縄県物産公社のアンテナショップの展開等を契機に、モノづくりのシステムとノウハウが着実に定着しつつある。しかし、この動きは普遍的なものとはなっていない。島嶼における地域産業の確立によって、島民が所得機会を得るとともに、島嶼全体としても持続的に発展することが可能となろう。島嶼地域の持続的発展は、ひとり当該地域のシマ興しとしてのみならず、沖縄県の均衡ある発展はもとより、日本の均衡ある国土形成にも寄与することになり、極めて意義深いものがあろう。

したがって、島嶼振興の基本方向として、以下の3点を挙げることができる。

①島嶼地域のもつ不利性を克服するために、産業・生活両面にわたる基盤整備を引き続き行うこと。同時に、これまでに蓄積されてきた社会資本の全体的調和を図り、経済の自立化に向けてその有機的・効果的活用を図ること。

②長期的視点に立って島嶼地域のネットワーク化による再編成と発展の方向性を確立し、効果的な離島振興策や過疎対策を講じること。

③これまでの垂直的統合型の地域システムから、各島嶼地域の主体性を重視し自主性を引き出せるような水平的統合へ転換させること。

では、島嶼における産業を振興させる上で必要とされる視座は何か。われわれは、4つの視座から、島嶼の産業振興を論じなければならない。つまり、

①可能な限り、零細であっても地元の資本（地元出身者による出資を含む）をもとに、地元の労働力とその他の経営資源（原材料、技術、製品特性、販売網等を含む）を活用する産業であること、

②島嶼地域は閉じた生態系をもっていることから、環境と共生し得るような事業展開を図ること、

③可能な限り他の島嶼地域との交流を活発に行い、情報を共有すること、

④消費者ニーズの変化や市場の動向をふまえ、当該島嶼地域の比較優位性を与えられたものとして受け止めるのではなく、積極的に創出していくこと。

(2)情報化と産業ネットワーク化

21世紀の社会経済を展望するとき，それを規定する潮流は国際化，高齢化，そして情報化である．中でも，各種の制約を克服しつつ新たな社会的ニーズに応えていくという観点から，情報化に期待されるところは大きい．情報社会は，ポスト工業化社会全般を指す広い概念であり，技術革新に支えられた情報社会の進展は，新たな価値観を生み出し，パラダイムの転換を迫っている．情報化は，家庭・生活面や企業経営面をはじめ，産業，交通・輸送，流通・物流，金融，教育・文化，医療・福祉，行政，自然環境の分野において大きなインパクトを与えている．

ところで，情報化の進展に伴って，情報の共有とネットワークの構築が可能となっている．社会経済システムとしてみた場合，20世紀型の垂直的な「規模の経済システム」から水平的な「ネットワークの経済システム」へと移行しつつあるのが特徴である．

われわれは、日本の島嶼において、ネットワークのいくつかの事例を知っている。たとえば、鹿児島の地域情報ネットワークシステム、長崎や沖縄の遠隔医療情報システム、長崎の離島当番弁護士制度、そして郵便・貯金事業の全国ネットワークなどである。

近年、日本の島嶼地域においては、離島観光の伸びに伴って、運輸業、サービス業、小売業などの第3次産業部門のウェイトが高まる傾向にある。反面、農業、漁業、製造業などの物的生産部門のウェイトは低下しつつある。この構造変化を産業構造の高度化と捉えるのは、あまりにも皮相的である。実態は、島嶼においてモノを作れない経済への移行が進んでいるのである。

一方、流通機構は、生産者と消費者を結ぶパイプ役を果たす。島嶼における主要な産業は、農漁業や観光関連のサービス業であるから、流通機構にのる産物は、農産物、水産物、畜産物、一次産品の加工品、伝統工芸品などである。そして、島嶼における流通の特徴は、メインランドの中心都市と個々の島嶼を結ぶ垂直型流通パターンであることである。この

ような垂直的統合は、日本では、産業経済のみならず、行政、教育、医療、福祉などの地域社会の活動の全般についてみられる。

スケール・メリットを追求する従来型の規模の経済が強く作用する経済システムの中では，不均一な規格かつ出荷ロットの小さい島嶼の産物のほとんどは、流通経路にのらなかった。このことが、島嶼地域の経済的ポテンシャリティを低めてきた要因である。これまでの社会経済システムのあり方が,島嶼地域の経済的後進性をもたらしてきたといえよう．島嶼地域の産業構造をみると，一般的に生産規模が零細であることからスケール・メリットを生かすことができず，生産活動が停滞する要因となっている．そこで，これまでの垂直的統合型の地域システムから，島嶼地域の主体性を重視し自主性を引き出せるような水平的ネットワーク型統合へ転換させることが肝要である．

島嶼の産業は第一次産業が主体であり，しかも市場の規格化された大量生産流通システムに適合し難く，どうしても複数品種少量生産体制とならざるを得ない．幸いにも，時代のトレンドは消費者のニーズの多様化・個性化に対応して，多品種少量多頻度の生産流通システムに移行しつつある．こうした市場動向に照らすと，島嶼地域は一昔前に比べ市場条件はかなり好転してきたといえよう．立地特性を生かした製品特性あるいは出荷時期の調整等で十分に市場に対応できるような環境条件になりつつある．

4　島嶼産業振興の展開方向

島嶼地域では、その立地条件ゆえに、規模の経済性は期待できず、また集積のメリットも小さい。一般に、民間部門による経営参加の条件には、当該事業の採算性、成長性、持続性、魅力性などがある。島嶼において新たに事業を興そうとする場合、魅力性においてはポジティブな評価は下せるが、採算性や成長性、持続性については否定的な評価にならざるをえない。つまり、経済的ポテンシャルの低さが産業振興のネックとなっているのである。

島嶼における産業は、生産規模が小さく、生産の近代化が後れ、生産性が低いのに加え、生産は不安定である。島嶼地域において事業展開を図ることはきわめて困難である。島嶼においては、民間の経営参加、すなわち起業化を促すようなインセンティブを与える何らかの仕掛けが必要である。

経済を中心として考える場合、一般に、生産・流通における定量・定質・定時の三条件の追求と輸送・流通体制の確立、農業、水産業・製造業などの諸部門の総合化された島嶼産業の確立、③島嶼地域全体の振興という観点からの産業振興のための体制づくり、④地域の資源に立脚し、地域の人が担い手となる内発型産業の起業、が島嶼産業を振興させる上での重要な鍵となる。

日本の島嶼の現状を見る限り、島は有機体的存在であるにもかかわらず、バラバラに「点」として存在している。統合形態は垂直的である。「点」から「線」へと島嶼を連立

的に統合しつつ、さらに「面」として結集させる機能が当然に求められる。具体的には、ソフトウェアのネットワーク型組織として、島嶼振興のための総合的推進機構（仮の名を「島嶼振興センター」という）をコア組織として設立し、情報集積、展示、販売、交流等の諸機能を付与することができる（図1)。

島嶼振興推進機構は、全く新しく創設する必要はなく、既存の組織の機能強化や既存施設の活用などによって、創業費用の節約を図ることができる。点→線→面と展開できる組織機構の設置によって、島嶼を辺境地域から主体的にポテンシャリティを発揮できる島嶼社会へグレード・アップさせることができよう。

ネットワーク型水平的統合によって、島嶼地域の一体化を図ることができ、共同開発や共同事業、相互発展のための情報の共有化・交流事業等への積極的な取り組みができるのである。

総合的な機構である島嶼振興センターの性格と機能については、以下のことを基本とすべきである（図2を参照)。

①島嶼地域のネットワーク化を図り、当該地域の産業経済・社会・文化の自立的発展に寄与する実践型の組織であること、

②島嶼地域全体にわたって事業可能性を検討し、地域における内発的起業化を誘掖する組織であること、

③公益性の強い事業の展開に特化し、しかも管理調整機能を発揮するオーガナイザー型の組織であること、

④事業採算性の確保及び効率的な組織運営を行う組織であること。

残された課題は、同センターの事業活動、運営組織、設立費用並びに運営資金等々についてのより突っ込んだフィジビリティ・スタディを行うことである。

島嶼振興センター（仮称）を島嶼産業振興のコア組織として位置づけることができれば、これまでの日本のタテ割型のばらまき行政に比べ、「小規模の悪循環」を断ち切る上で、この構想は有効な施策となりえるであろう。

図１　島嶼地域振興の基本的視点

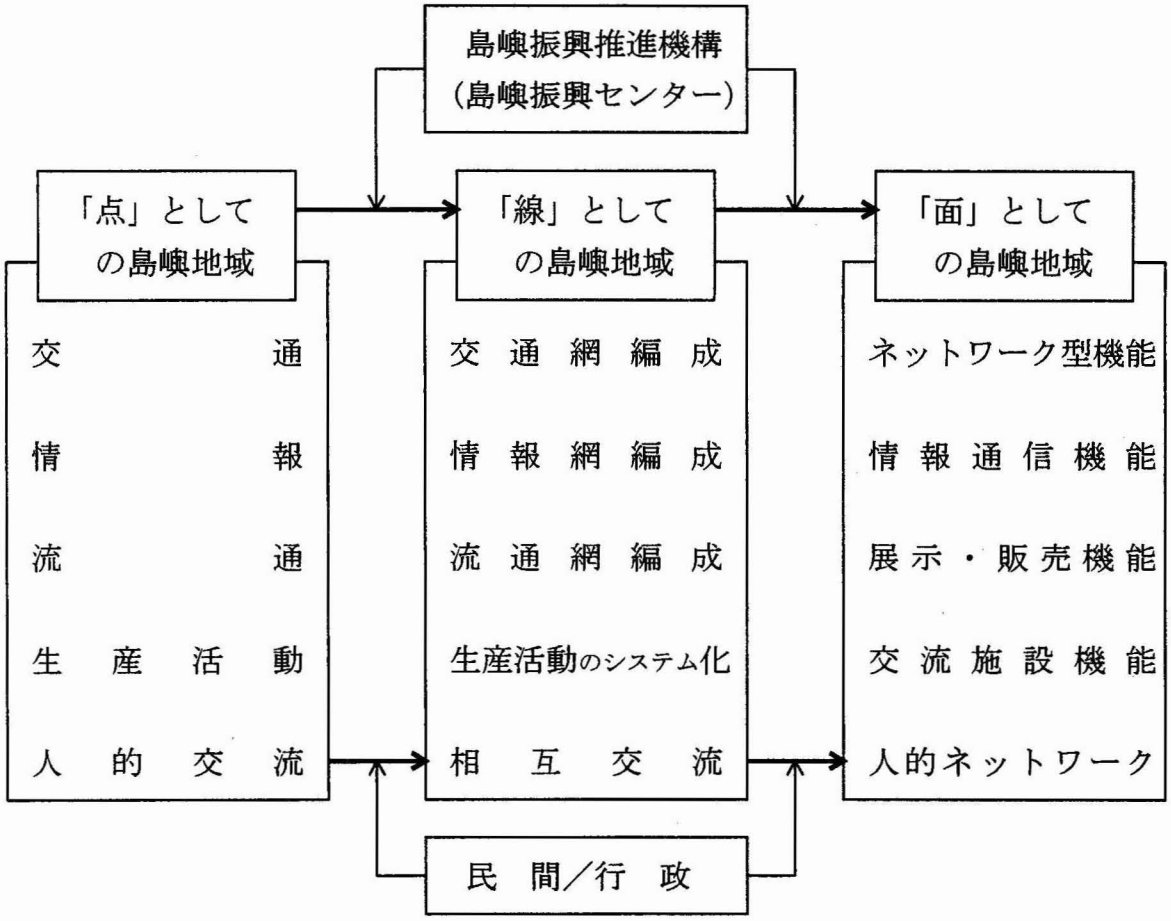

島嶼地域の産業振興の課題は、現況の垂直型統合をネットワーク型統合に転換させ、各島嶼地域のもつポテンシャリティをいかに結集し発揮させるかという点にある。そのためには、島嶼同士の一体化を促進させ、相互協力、共同開発、共同事業をいかに具体化するかという業務や相互発展のための交流事業、そして各島嶼をくまなく結ぶネットワークの形成を図る必要がある。

そのような要請に沿った具体的な組織体制として、以下の性格と機能をもった第三セクターの「沖縄離島センター」（仮称）の設立を提唱する。

①島嶼地域のネットワーク化を図り、同地域の産業経済・社会・文化の振興発展に寄与する実践型の組織であること。

②島嶼地域全体にわたって事業可能性を検討し、地域における内発的起業化を誘引する組織であること。

③島嶼地域における民間部門（個人、グループ、法人等）と行政部門との間で調整機能を発揮する組織であること。

④公益性の強い事業の展開に限定し、しかも管理調整機能を発揮するオルガナイザー型の組織であること。

⑤事業採算性の確保及び効率的な組織運営を行う組織であること。

島嶼地域の産業振興のための組織的な対応として、島嶼の現状と課題に即して「沖縄離島センター」（仮称）の必要性を述べたが、その実現可能性は同センターの事業活動、運営組織、設立費用並びに運営資金等々についてのより突っ込んだ検討が必要である。

沖縄離島センター（仮称）を島嶼地域振興のコア組織として位置づけることができれば、これまでのタテ割型のばらまき行政に比べ、この構想は「小規模の悪循環」を断ち切る上での有効な施策となりえるであろう。

図２　島嶼地域のネットワーク化の方向

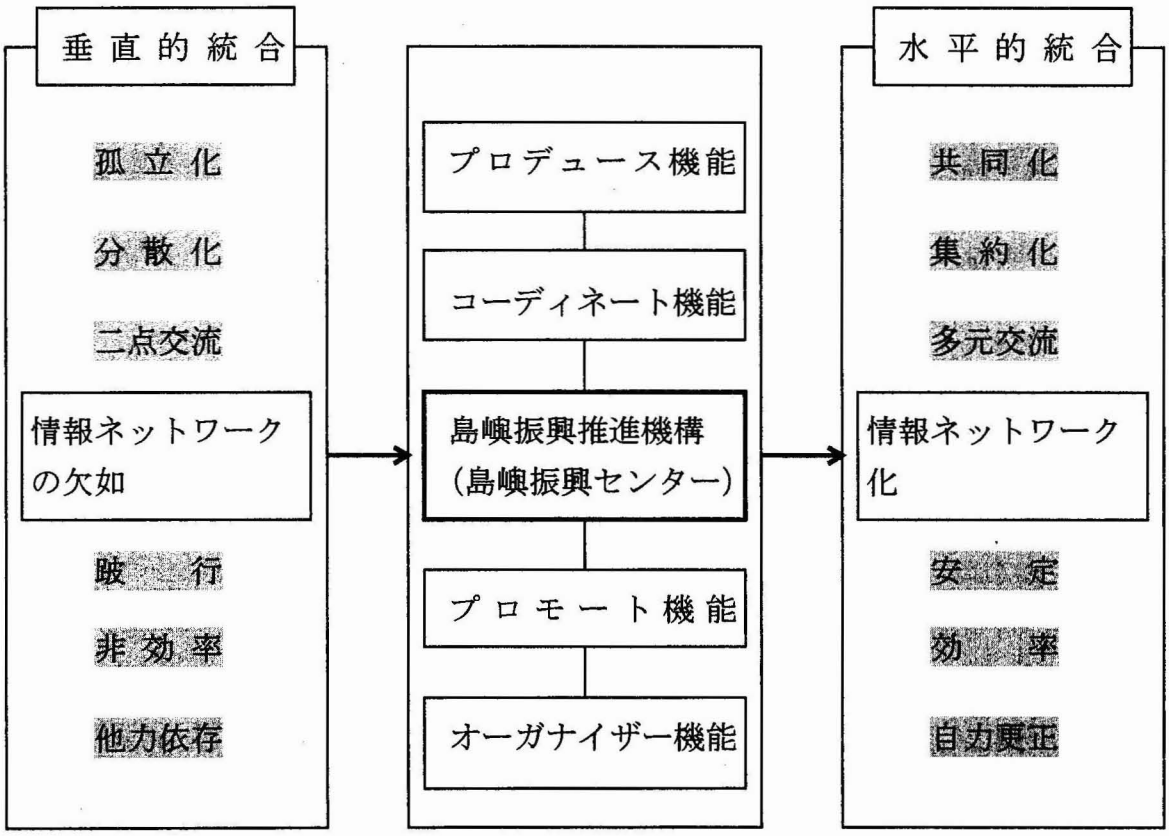

5　沖縄島嶼地域の人口と所得の動向

以下の分析で対象にする島嶼地域は、統計数値の入手上の都合もあって、市町村をベースにした島嶼地域（のべ32島）を扱うことにする。したがって、沖縄本島市町村にその一部として含まれる周辺島嶼部は今回の分析から除かれることになる。分析の対象地域は、行政単位と有人島嶼の構成によって3つの地域パターンに分類できる。

◇ *type1*：当該島嶼が単一の行政単位で構成される地域（9島）

伊是名島、伊江島、粟国島、渡嘉敷島、渡名喜島、南大東島、北大東島、

石垣島、与那国島

◇ *type2*：当該島嶼が複数の行政単位で構成される地域(7島)

久米島（仲里村、具志川村）

＊久米島は奥武島とオーハ島を含み *type*3の要素ももっている。

宮古島（平良市、城辺町、下地町、上野村）

＊宮古島は大神島、池間島、来間島を含み *type*3の要素ももっている。

◇ *type3*：複数の島嶼によって単一の行政単位が構成される地域(16島)

伊平屋村（伊平屋島、野甫島）

座間味村（座間味島、阿嘉島、慶留間島）

伊良部町（伊良部島、下地島）

多良間村（多良間島、水納島）

竹富町（竹富島、小浜島、黒島、新城島、西表島、鳩間島、波照間島）

以下では、便宜上、「島」単位で呼称するが、*type*3については、伊平屋諸島、座間味諸島、伊良部諸島、多良間諸島、竹富諸島と表記することにする。また、従来、「離島」という用語に対して、本稿では「島嶼」または「島」と呼ぶことにする。離島という用語には、本島(母島）対離島、中心(中央)対周辺という島の従属性が含意されているが、ここでは島の主体性と可能性に力点を置いて島嶼として用いることにする。

全国の島嶼は離島振興法によって定められているが、沖縄の島嶼は沖縄振興開発特別措置法（以下、沖振法と呼ぶ）において規定されている。平成7年10月1日時点における沖振法において定められている島嶼の数は40島である。そのうち、渡嘉敷村の前島は無人島である。

表1は、最近時の国勢調査結果を用いてこれら40島嶼の人口と世帯数の推移を表したものである。表1によると、1995年の沖縄島嶼の人口総数は12万8,117人であり、5年前に比べ0.7%（840人）が減少している。ひと頃に比べると、島嶼部からの人口流出はおさまっているようであるが、後で見るように構造的な変化が見られる。男女比を見ると、90年には男49.6%に対し女は50.4%であったが、この5年間に男が0.05%増加してほぼ50%対50%となっている。

人口が微減しているのに対し、世帯数は90年の4万1,517世帯から95年の4万4,351世帯へ6.8%（2,834世帯）も増加している。世帯増を伴う人口減の結果、世帯当たり人口は90年の3.11人から95年の2.89人へ減少している。核家族化の傾向と高齢者等の一人暮らしが増えているのが特徴といえよう。

沖縄県全体では、90年から95年にかけて人口は4.2%（年平均0.8%）で増加し、世帯数は9.8%の増加があった。その結果、世帯当たり人口は3.32人から3.15人に減っている。島嶼部の世帯当たり人口は、90年時点でも県平均より少なかったが、95年には3人台を割り込んでいる。県全体で人口増加が進む中で、島嶼部では人口減少が継続しており、世帯当たり人口規模も小さくなっている。